

平成15年度法務省事前評価結果の政策への反映状況報告書

苫小牧法務総合庁舎整備等事業

伊丹法務総合庁舎新営工事

宮城刑務所新営工事

奈良少年刑務所新営工事

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年10月1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	苫小牧法務総合庁舎整備等事業
評価の概要	<p>新営整備を計画している苫小牧法務総合庁舎について、「事業の緊急性」、「計画の妥当性」及び「費用対効果」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が118点、計画の妥当性に関する評点が121点、費用対効果（B/C）が5.65となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価した。</p>
評価結果に基づく措置状況	<p>1. これまでに講じた措置の内容及び時期</p> <p>(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし</p>
	<p>(2) 予算措置を講じたもの</p> <p>① 事業等名： 苫小牧法務総合庁舎整備等事業</p> <p>② 概算要求額(千円)： 平成16年度国庫債務負担行為限度額要求 1,366,323千円(建設費)</p>
	<p>③ 具体的内容 北海道苫小牧市に、法務総合庁舎（札幌地方検察庁苫小牧支部及び札幌法務局苫小牧支局）をPFI方式（公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法）により整備する。</p>
	<p>(3) その他 該当なし</p>
	<p>2. 今後の予定</p> <p>(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p> <p>(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 該当なし</p>
<p>3. その他 該当なし</p>	
備 考	施設使用後5年経過後に、事後評価を実施する予定である。

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年10月1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	伊丹法務総合庁舎新営工事
評価の概要	新営整備を計画している伊丹法務総合庁舎について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が109点、計画の妥当性に関する評点が121点となり、新規採択事業としての要件を満たしているとして評価した。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名： 伊丹法務総合庁舎新営工事 ②概算要求額(千円)： 2, 415千円 (敷地調査費) ③具体的内容 兵庫県伊丹市に、法務総合庁舎（神戸地方検察庁伊丹支部及び神戸地方検察庁伊丹支局）を新営するに当たり、敷地調査を実施する。
(3) その他 該当なし	
2. 今後の予定	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 上記(2)の敷地調査結果を建設コストに反映させた上、ライフサイクルコスト等を算出して、費用対効果分析まで含めた総合的な評価を実施し、その結果を踏まえ、本体事業の着手について検討することとしている。
	3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年10月1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	宮城刑務所新営工事
評価の概要	新営整備を計画している宮城刑務所について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が106点、計画の妥当性に関する評点が110点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価した。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの
	①事業等名： 宮城刑務所新営工事 ②概算要求額(千円)： 32,708千円(敷地調査費) ③具体的内容 宮城県仙台市に、宮城刑務所を新営するに当たり、敷地調査を実施する。
(3) その他 該当なし	
2. 今後の予定	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 上記(2)の敷地調査結果を建設コストに反映させた上、ライフサイクルコスト等を算出して、費用対効果分析まで含めた総合的な評価を実施し、その結果を踏まえ、本体事業の着手について検討することとしている。
	3. その他 該当なし
備 考	

評価結果の政策への反映状況報告書

平成15年10月1日現在

政策所管部局	大臣官房施設課
名 称	奈良少年刑務所新営工事
評価の概要	新営整備を計画している奈良少年刑務所について、「事業の緊急性」及び「計画の妥当性」の観点から評価したところ、事業の緊急性に関する評点が109.5点、計画の妥当性に関する評点が133点となり、新規採択事業としての要件を満たしていると評価した。
評価結果に基づく措置状況	1. これまでに講じた措置の内容及び時期
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じたもの 該当なし
	(2) 予算措置を講じたもの ①事業等名： 奈良少年刑務所新営工事 ②概算要求額(千円)： 8,052千円(敷地調査費) ③具体的内容 奈良県奈良市に、奈良少年刑務所を新営するに当たり、敷地調査を実施する。
	(3) その他 該当なし
評価結果に基づく措置状況	2. 今後の予定
	(1) 法令の立案制定・改廃の措置を講じる予定のもの(具体的内容・取組予定時期) 該当なし
	(2) その他(具体的内容・取組予定時期) 上記(2)の敷地調査結果を建設コストに反映させた上、ライフサイクルコスト等を算出して、費用対効果分析まで含めた総合的な評価を実施し、その結果を踏まえ、本体事業の着手について検討することとしている。
評価結果に基づく措置状況	3. その他 該当なし
	備 考